

2 受文庁第 6 2 2 号
令和 2 年諮問第 2 7 号

文 化 審 議 会

令和 2 年 4 月 2 0 日付けで一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会から、著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 1 0 4 条の 1 3 第 1 項の規定に基づき、授業目的公衆送信補償金の額について、別紙のとおり認可申請がありましたので、その認可について同条第 5 項の規定により諮問します。

令和 2 年 4 月 2 0 日

文化庁長官 宮 田 亮 平